

I 10年経験者研修実施要項

1 目的

- (1) 10年経験者研修は在職期間が10年を経過した全教員を対象に、現職研修の一環として研修を実施し、使命感の養成、専門性の向上、得意分野の伸長を図る。
- (2) 教育活動その他の学校運営の円滑かつ効果的な実施において、中核的な役割を果たすことが期待される中堅教諭等としての職務を遂行する上で必要とされる資質の向上を目指す。

2 対象

10年経験者研修の対象となる教員（以下「研修者」という）は、別表を参考とし、在職期間が10年を経過した者とする。ただし、平成31年度については、高等学校10年経験者研修、特別支援学校10年経験者研修、養護教諭（高等学校・特別支援学校）10年経験者研修及び栄養教諭（特別支援学校）10年経験者研修において、在職期間が9年を経過した者の一部も対象とする。

3 内容

10年経験者研修の内容は、次のとおりとする。詳細については、各校種、職種のページで説明する。

(1) 校（園）外研修

ア 総合教育センター等における研修

10年経験者研修の趣旨に基づき、共通研修に加え、個々の能力・適性に応じた選択研修を設け、資質・能力向上に資する。また、担当教科あるいは領域についての専門性を高める研修を実施する。

イ eラーニング研修

総合教育センターから配信される研修教材のうち、10年経験者研修の趣旨に基づく研修教材を、個々の教員がコンピュータを利用して学習する研修を実施する。

ウ 異校種・社会体験研修

異校種の学校（園）を訪問し、校種の連携や地域連携の在り方等、教育を幅広く捉える研修を実施する。または、自ら興味・関心のある職場を選択し、社会の構成員としての視野を広めたり、人間関係能力の向上を図ったりする研修を実施する。

(2) 校（園）内研修

特定課題研究を必修とする。自ら伸ばしたい領域・分野をテーマとして研究し、年度末に発表会を設けて、校（園）長等が指導・助言をする。また、総合教育センター等における研修との関連を考慮しつつ、校（園）内だからこそできる研修を実施する。

4 方法

10年経験者研修は、以下の方法で実施する。

(1) 研修計画の作成

ア 愛知県教育委員会または市（政令指定都市及び中核市を除く。以下同じ）町村教育委員会は、その所管する学校の研修者の能力、適性等について評価を行い、その結果に基づき、年間研修計画を作成し、その計画書に従い1年間の10年経験者研修を受けさせるものとする。

イ 校（園）長は、研修者の「自己評価・自己申告表」を基に、評価基準に基づいて、評価表（案）及び研修計画書（案）を作成し、教育委員会へ提出する。

ウ 教育委員会は、校（園）長から提出された評価表（案）及び研修計画書（案）について、必要な調整を行い、決定する。

(2) 研修の実施

研修者は、総合教育センター・所属校等において、研修計画書に従い研修を実施する。

(3) 評価

校（園）長は、10年経験者研修終了後も、研修者が引き続き資質・能力向上を図るために、研修終了時に事後評価表を作成する。その結果を、当該教諭等に対する今後の指導や研修に活用する。

5 その他

- (1) 10年経験者研修受講年度と教員免許更新講習受講初年度が重なる場合は、10年経験者研修を翌年度に延期することを原則とする。
- (2) 任命権者及び校（園）長は、授業等の校（園）務に支障がないよう、また、研修の時間を十分とることができるよう、各学校（園）における校（園）務分掌、行事計画等において十分配慮する。
- (3) 旅費については、各学校において職員等の旅費支給規程に基づき支出する。幼稚園は、各市町、園等の旅費支給規程に基づき支給する。
- (4) 実施状況調査を行う（幼稚園を除く）。
- (5) この研修は、教育公務員特例法等の一部を改正する法律の施行（平成29年4月1日）に伴い、教育公務員特例法の第24条でいう「中堅教諭等資質向上研修」として実施する。

<別表>

国立学校、公立の学校または私立の学校である小学校等の教諭等として在職した期間が10年を経過した者とする。

<在職期間を計算するときの留意点>

1 在職とみなす期間

指導主事、社会教育主事その他教育委員会において学校教育または社会教育に関する事務に従事した期間

2 在職期間から除算する期間（以下の期間が1年以上連続する場合等）

- ・休職等により、職務を執ることを要しない期間
- ・育児休業等を取得した期間

<10年経験者研修の研修者から除く者>

- ・臨時的に任用された者
- ・他の任命権者が実施する10年経験者研修に相当する研修を受けた者
- ・地方公務員の育児休業等に関する法律または地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律の規定により任期を定めて採用された者
- ・指導主事、社会教育主事その他教育委員会において学校教育または社会教育に関する事務に従事した経験を有する者で、任命権者が当該者の経験の程度を勘案して10年経験者研修を実施する必要がないと認める者